

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金	職員の身分	非国家公務員
法人概要	独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的とする。						
沿革	昭47.10 国際交流基金(特殊法人)→ 平15.10 独立行政法人国際交流基金						
中期目標期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		6	6	5	5	[ 1 ]	( 0 )
常勤役員数		3	3	3	3		
非常勤役員数		3	3	2	2		
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		224	224	222	223	[ 1 ]	( 7 )
うち間接部門		47	43	51	49		
うち事業部門		177	181	171	174		
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)		120.5 ( 100.2 )	119.5 ( 99.2 )	121.5 ( 102.1 )	— ( — )		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)		— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移(百万円)	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
	一般会計(百万円)	12,851	11,471	12,535	12,495		
	うち運営費交付金	12,851	11,471	12,535	12,495		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計(特会名)(百万円)	—	—	(東日本大震災復興特別会計) 120	—		
	うち運営費交付金	—	—	120	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
計	12,851	11,471	12,655	12,495			
支出額の推移(百万円)	15,594	17,297	16,106	15,296			
収入額の推移(百万円)	16,561	15,671	15,033	15,095			
国の財政支出/収入額(%)	78%	73%	84%	83%			
財務データ (平成24年度、百万円)	資産合計	76,129	うち流動資産	10,543			
	負債合計	3,178	純資産合計	72,951	うち利益剰余金		△1,261

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
海外日本語教育、学習の推進及び支援	海外への日本語普及を目的とした、日本語教師の海外派遣等各国日本語教育推進、日本語能力試験、海外日本語教育機関ネットワーク整備・活用、海外日本語教師及び外交官・公務員等日本語学習者を対象とする日本語研修、日本語教材・教授法の開発・普及。海外での日本語講座の実施。  根拠となる法律等は、独立行政法人国際交流基金法第12条及び独立行政法人国際交流基金業務方法書第3条。実施にあたっては、中期目標に基づき中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）。	4,531	合計		4,446	別紙参照	
			国費	運営費交付金	3,647		
			自己収入	運用収入等	799		
海外日本研究・知的交流の促進	(1) 海外における日本理解の増進を目的とした、海外の日本研究機関に対する各種支援（客員教授派遣、研究助成等）、日本研究者に対するフェローシップ供与、日本研究者の学会等への支援。 (2) 国際相互理解や共通課題の解決等を目的とした会議・共同研究等促進、人材育成支援。  根拠となる法律等は、独立行政法人国際交流基金法第12条及び独立行政法人国際交流基金業務方法書第3条。実施にあたっては、中期目標に基づき中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）。	3,105	合計		2,021		
			国費	運営費交付金	1,361		
			自己収入	運用収入等	660		
文化芸術交流事業の推進及び支援	海外への日本文化・芸術の紹介、国際相互理解の促進や文化芸術分野における国際貢献を目的とした、人物の派遣・招聘、舞台芸術交流、造形美術交流、映像出版交流、青少年交流、文化協力。  根拠となる法律等は、独立行政法人国際交流基金法第12条及び独立行政法人国際交流基金業務方法書第3条。実施にあたっては、中期目標に基づき中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）。	2,165	合計		2,179		
			国費	運営費交付金	2,007		
			自己収入	運用収入等	172		
国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援を目的とした、国際文化交流に関する情報の提供、国際交流団体に対する顕彰、国際交流に関する調査研究等の総合的な企画・実施。  根拠となる法律等は、独立行政法人国際交流基金法第12条及び独立行政法人国際交流基金業務方法書第3条。実施にあたっては、中期目標に基づき中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）。	494	合計		577		
			国費	運営費交付金	553		
			自己収入	運用収入等	24		
在外事業その他	海外事務所及び京都支部の運営。海外事務所における日本文化紹介、日本研究・知的交流、情報提供等の事業実施、京都支部での事業実施。 国際文化交流のための施設の整備に対する支援（個人・団体からの寄附金を受けて実施する特定寄附金事業）。  根拠となる法律等は、独立行政法人国際交流基金法第12条及び独立行政法人国際交流基金業務方法書第3条。実施にあたっては、中期目標に基づき中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）。	3,632	合計		3,631		
			国費	運営費交付金	3,089		
			自己収入	運用収入等	542		

事務・事業の構造等（平成25年度）

NO.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

	(一般管理費)	(上記事務・事業を実施するための一般管理費。上記事務・事業と1対1で対応させることが困難であるため、総額を記載。)	2,178	合計	2,179			
				国費	運営費交付金	1,998		
				自己収入	運用収入等	181		

※文化芸術交流事業費には、東日本大震災復旧・復興文化交流事業費を含む。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成24年度決算合計>

		合計	東日本大震災復興特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）	120	120		
	東日本大震災からの復興に資する事業の実施	120	120		

(様式2 別紙)

## 海外日本語教育、学習の推進及び支援

(百万円、切捨)

法人名	額
一般社団法人国際交流サービス協会	118
一般社団法人国際フレンドシップ協会	30
一般財団法人国際教育振興会	1
公益社団法人日本語教育学会	1

## 海外日本研究・知的交流の促進

(百万円、切捨)

法人名	額
一般財団法人日本国際協力センター	110
公益財団法人国際文化会館	18
公益財団法人日本国際交流センター	11
一般財団法人平和・安全保障研究所	9
一般社団法人国際交流サービス協会	6
一般社団法人イクレイ日本	5
公益財団法人渋沢栄一記念財団	2
一般社団法人アショカ・ジャパン	1
一般社団法人ARUN LAB	1
公益社団法人七尾青年会議所	1
一般財団法人地域社会ライフプラン協会	1

## 文化芸術交流事業の推進及び支援

(百万円、切捨)

法人名	額
公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団	32
公益財団法人東京都歴史文化財団 東京芸術劇場	30
一般社団法人出版文化国際交流会	11
公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会	10
公益財団法人新日鉄文化財団	10
公益財団法人ユニジャパン	6
公益財団法人静岡県舞台芸術センター	5
公益財団法人ジョン万次郎ホイットフィールド記念国際草の根交流センター	3
公益財団法人講道館	3
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	2
一般社団法人国際交流サービス協会	2
公益財団法人小田原文化財団	1
一般社団法人北之台雅楽アンサンブル	1
一般社団法人国宝修理装こう師連盟	1
一般財団法人NHKインターナショナル	1

## 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

(百万円、切捨)

法人名	額
(該当なし)	

## 在外事業その他

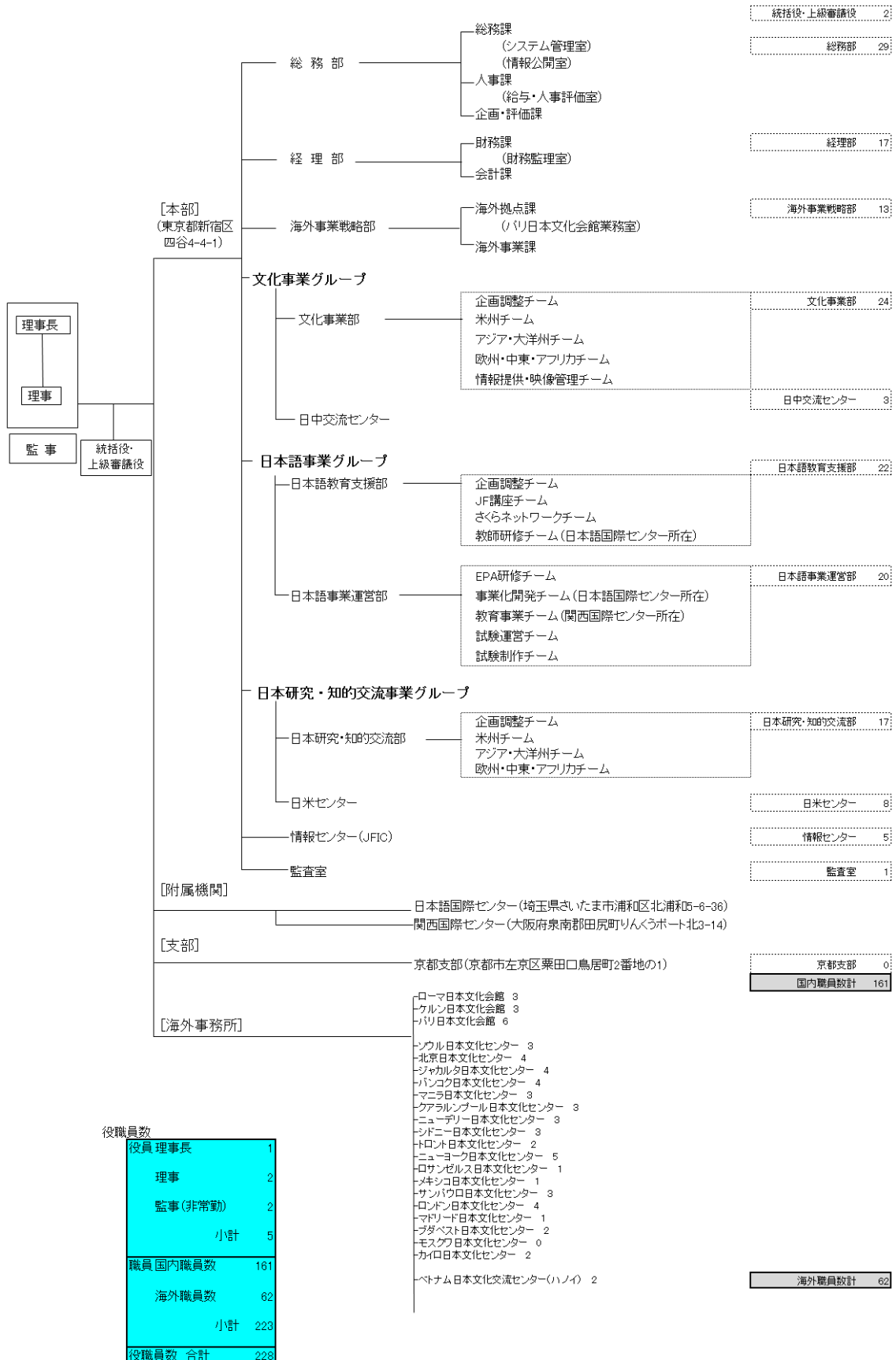
(百万円、切捨)

法人名	額
(該当なし)	

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	8	所管 外務省	法人名 独立行政法人 国際交流基金
-----	---	--------	-------------------

## ○組織図及び職員数（平成25年度）



No.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

1. 法人の位置付け

(1) 文化外交は文化その他の分野における国際交流に係る外交政策に関する事務として、外務省設置法第4条第1号ニに規定されている我が国外交政策の重要な柱のひとつである。国（外務省）は、かかる文化外交の中長期的な推進のため、外交政策に基づく中期目標を法人に指示する。法人（国際交流基金）は、政府から一定の独立性をもって業務運営を行う主体として、中期計画及び年度計画を作成し、国際文化交流事業の包括的かつ総合的な実施により文化外交の推進を担う。

(2) 国際交流基金の業務は、主務官庁たる外務省が定める政策評価体系で掲げる施策の1つである「国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策」のうち、文化交流政策の遂行を担う事業として位置づけられる。

(3) 国際交流基金による文化芸術交流／日本語の普及／日本研究や知的交流の促進等の総合的かつ効果的な展開は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、国際社会における我が国への信頼とプレゼンス、換言すれば我が国の外交力そのものを高め、長期的な我が国の国益確保に大きな意義を有する。

(4) 実施にあたっては、過去40年にわたって蓄積した専門性と海外ネットワーク、現場で主体的に事業を遂行する機動性を活用し、世界各国におけるバランスのとれた深い日本理解の形成に寄与し、国際社会の理解と支持に依拠する我が国の成長と平和で豊かな国民生活の維持に貢献している。

2. 法人の成果として挙げられる主なものは、以下のとおり。

(1) 海外日本語教育、学習の推進及び支援  
日本語能力試験は全世界で約57万人が受験（平成24年度）。また海外の日本語教師や学習者を毎年約1,200人招へいし、訪日研修を実施。これまでの研修参加者はのべ19,000人にのぼる。うち外交官日本語研修参加者814人中、217人が在日公館に勤務し、9人が駐日大使になった。日本からは各国中核機関に日本語教育専門家を継続して派遣（平成24年度は40カ国146ポスト）。さらに、各国政府との協働により当該国の学校教育カリキュラムに合わせた日本語教材を制作。なお、日本語学習者は全世界で現在約398万人（この30年間で約30倍増）。

(2) 海外日本研究・知的交流の促進  
海外の日本研究拠点支援は34カ国82機関、フェローの招へいは54カ国293人（平成24年度）。これまでに招へいた日本研究フェローは約5,000人にのぼる。また、日本と各国の知的対話・共同研究・国際会議等を実施（平成24年度は23件の主催事業、112件の助成事業、海外事務所による58件を実施）。なお、安倍フェロー（日米）は1991年以来、約350人を派遣・招へい。多くが日米の政策への影響力のあるポストや日本に関する情報発信で活躍している。

(3) 文化芸術交流事業の推進及び支援  
毎年、外交上重要な国を中心に、展覧会、公演、映画等を効率的に組み合わせ、各国で多様な日本の魅力を発信。平成24年度は1,206件を実施。主催事業333件だけで約193万人を動員。同年開催の第13回ヴェネツィア・ビエンナーレ国際建築展では日本館が金獅子賞（グランプリ）を受賞し、154,740人の来場者を得た。また、これまでに海外での翻訳・出版を支援した日本の書籍は、53ヶ国語1,900件以上にのぼる。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

国の政策決定に基づき、法人が一定の独立性を持ってその政策達成に向けて効果的・効率的に事業を行い、業績を国が事後チェックするという現在の独立行政法人制度により、運営費交付金等による弾力的な予算・業務執行、各分野の専門性を活かした事業の質の向上、法人による自律的かつ中長期的な業務運営等が可能となった。法人の更なる自律性・自主性が発揮されるためには、国際文化交流の事務・事業の特性に考慮した柔軟な制度運用が望まれる。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
外務省	071	独立行政法人国際交流基金運営費交付金
外務省	080	独立行政法人国際交流基金運営費交付金(復興特別会計)

No.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

## ○法人の業務における民間委託の状況

## ①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名		支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
各種業務委託	書類等郵送業務、健康診断業務、清掃委託業務、食堂委託業務等	331	ディー・エイチ・エル・ジャパン(株)、医療法人社団 生光会、(株)ビケンテクノ他
システム関連 (開発・運用・保守)	IT関連システム開発・運用・保守等	202	(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンター、中央システム(株)、KDD(株)他
建物管理	建物管理業務等	187	三井物産ファシリティーズ(株)、東京ビジネスサービス(株)他
工事	施設改修工事	48	三菱電機ビルテクノサービス(株)、(株)森組
情報提供	各種データサービス使用料等	18	日本シーアンドシー(株)、ソフトバンクテレコム(株)他

## ②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
日本語研修・青少年交流等	国内・国外接遇委託業務、航空券手配業務、保険業務等	1,542	(株)日本旅行、(特社)国際交流サービス協会、日本興亜損害保険(株)他
美術展・映像提供等	国際輸送業務・フィルム等保管業務等	219	ヤマトロジスティクス(株)、日本通運(株)、(株)日本シネアーツ社他
日本語能力試験	問題印刷業務、輸送業務、採点業務等	216	凸版印刷(株)、(株)OCS、日本情報産業(株)他
日本語教材作成・ウェブ及び印刷物制作等	日本語教材作成業務、各種事業用ウェブ及び印刷物制作・編集・印刷業務等	140	(株)三修社、(株)ブレイン他
公演団契約	海外公演業務委託契約	126	(公財)仙台フィルハーモニー管弦楽団、松竹(株)他

※ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき公表している契約中、業務委託に該当するものを対象として集計。

No.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	(該当なし)
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○国際業務型の成果目標達成法人とする。国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、平成23年度中に方向性について整理した上で平成24年夏までに結論を得る。</p> <p>○国際交流基金と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、平成23年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>上記措置内容に従い、関係省庁・法人の協議を経て、国際交流基金と国際観光振興機構については本部事務所共用化を含む「連携強化」、また国際業務型法人の海外事務所については共用化・近接化やワンストップサービス化等の「機能的統合」のための必要な検討・取組みを図ることとした（平成24年9月7日付報告書）。</p> <p>「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）をもって、同閣議決定の内容は凍結とされているが、今後も政府の独立行政法人改革の動向や閣議決定等を踏まえ、必要な取組みを進めていく。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項 「組織の再編及び人員配置の適正化」のなかで、政策的要請に基づく充実すべき事業への必要な人員の確保、基本方針に基づく事業の廃止、事業の不断の見直し等により、総人件費削減に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図るものとする、との指摘がなされた。</p> <p>(2) 会計検査院による指摘事項はなし。</p>
② 対応状況	<p>(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項 地域・国別方針に則した事業展開を推進するため、文化事業部のチーム編成を分野別から地域別に変更した。また、事業開発戦略室と調査室を廃止して既存部署に機能移管することで、管理部門の簡素化、業務効率化を図った。また、政策的要請に基づき実施が求められる事業への必要人員の確保として、日本語教育事業部門の人員増及び経済連携協定（EPA）関連事業実施のためのマニラ日本文化センターへの人員追加、震災復興関連事業への対応としての各事業部門の職員に対する業務命令等、機動的な事業実施のための人員措置を行った。</p>



No.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[ 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 ]

国際交流基金は、我が国の外交政策の重要な柱のひとつである文化外交の基盤をなす国際文化交流事業を、世界各国において総合的かつ効率的に実施する。国際文化交流事業は専門性が高く、各国の多様な文化環境に応じ、適切な内容や事業形態を組み合わせて計画的かつ戦略的に事業を展開することが必要である。そのような事業を総合的かつ効率的に、また主体的に実施していくためには、独立した一の機関が長期的に知見を蓄積しつつ内外のネットワークを形成・活用し、その業務に継続的かつ安定的に取り組むことが必要である。更に、効果的な事業実施の前提として、諸外国の政府・関係機関及び対象となる市民層からの信頼を得る上で、中立性の確保された団体が実施することが重要であり、政府とは一定の距離を置く公的な団体がこれを担うことが必要である。なお、外交上の必要性に応じた総合的な事業の展開のためには、特定の目的や分野に限定した事業を実施する諸団体（財団法人や地方公共団体その他民間団体）に事業の全部又は一部を委ねることはできない。

また、外交政策の企画・立案と外交政策に基づく文化交流事業の実施は車の両輪であり、国際情勢が変化する中での外交政策との一体性の確保、事業内容と目的に応じて必要となる海外拠点の整備等の必要性に鑑みても、事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管を行うことはできないものとする。

上記の特性を踏まえた国際交流基金の業務遂行において、独立行政法人制度は妥当であり、組織の見直しにあたっては、中期目標管理を行う法人としての分類が適当であると考えている。なお、制度の運用にあたっては、国際交流基金が国際文化交流事業を、継続性と発展性をもって主体的かつ効果的に実施し、国がその実績を適切に評価することを可能とすべく、具体的な設置目的や事業内容等事務・事業の特性に考慮した、柔軟な制度運用がなされることが望ましいと考える。

No.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	---------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

国の政策決定に基づき、法人が一定の自主性・自律的裁量を有し、その政策達成に向けて効果的・効率的に事業を行い、業績を国が事後チェックするという独立行政法人制度は、運営費交付金等による弾力的な予算・業務執行、各分野の専門性を活かした事業の質の向上等のメリットがあり、基本的に維持することが妥当である。また、事務・事業の特性に考慮した類型ごとの対応が実現すれば、政府開発援助や国際文化交流など、我が国の外交政策の一環として専門性をもって中長期的かつ総合的に取り組む国際的事業のより効果的な実施が可能となり、当該法人の更なる自律性・自主性の発揮が可能となると考えるので、法人の設置目的や事業内容の多様性及び事業目標等、事務・事業の特性に考慮した柔軟な制度運用を希望する。

例えば国際交流基金の事業は、国際文化交流分野における人材育成やネットワーク形成、文化交流環境形成等、いわゆる「種まき」的な基盤形成事業も数多くあり、その効果が数年後でないと発現しないものも少なくない。評価にあたってはこうした事務・事業の特性に鑑み、中長期的な視点に立ち、より大きな事業効果を得るため、継続性を持った評価が行われるよう、アウトカム評価を含む業績評価は中期目標期間全体を対象とする等、指標の在り方を工夫することが望ましい。効率化係数や定性的指標の設定についても、政府の政策を踏まえて法人ごとに独自に設定できる運用の柔軟性の確保が必要と考える。また、予算執行においては、外交との密接な関わりの中で機動性と柔軟性を確保する必要があることから、計画当初時の予算積上げどおりの厳密な執行は困難な場合もあり、会計基準についても、従来どおり費用進行基準を適用することが適当である。

なお、法人の類型化にあたっては、対象となる各法人の目的や内容・専門分野等の独自性にも配慮が必要と考える。